

第七十一回国会 逋信委員会議録 第十一号

昭和四十八年四月十八日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 久保田円次君

理事 宇田 國榮君

理事 梶山 静六君

理事 羽田 孜君

理事 土橋 一吉君

内海 英男君

中村 寅太郎君

本名 武君

金丸 徳重君

米田 東吾君

田中 昭二君

出席國務大臣

郵政大臣 久野 忠治君

出席政府委員

郵政大臣官房長 廣瀬 弘君

郵政省簡易保険局長 野田誠二郎君

郵政省人事局長 北雄一郎君

委員外の出席者

逋信委員会調査室長 佐々木久雄君

委員の異動

四月十七日

辞任

内海 英男君

補欠選任

菅波 茂君

同日

辞任

菅波 茂君

補欠選任

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

同(龜岡高夫君紹介)(第二八八二号) 同(山本政弘君紹介)(第二九三二号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○久保田委員長 これより会議を開きます。簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○米田委員 私、最初に大臣から、今回、この十四日に六千三百二十六名の大量処分が出ておるわけでありませうけれども、この関係につきまして、私事態を非常に憂慮いたしておりますので、とりあえず二、三の問題についてお聞きしたいと思っております。

まず、今回の処分が昨年十一月の、当時のいわゆる年末闘争——選挙があるという想定もありまして年末闘争がやや時期が早まったように思われるのでありますけれども、この年末闘争、そしてまた長い間全通と郵政省との間に対処をしましてまいりましたいわゆるマル生問題、これらの問題を課題としたしまして行なわれまして全通労働組合の合法的な戦いに対しまして、あなたのほうではそれを違法として今回大量の処分を出されたというふう

に聞いておるわけでありませう。私非常に懸念を持ちますのは、いまだまた日本の労働者は八百万名をこえる大きな戦いの波として春闘が戦われておるわけでありませう。しかもそれはいよいよ本格的な賃上げあるいは年金獲得等の闘争に入る時期を迎えておるわけでありませうが、ちょうどタイミングを合せて、その出ばなをたたくという配慮

でこの十四日にまず全通が大量処分をかけられた、こういう政治的な陰謀もあったのではないか、こういうふうには思っております。昨年十一月のもののがこの四月の十四日に半年も過ぎて出てくるというのは、そういうような感じを私は持つわけでありませうので、この時期にいかなる理由で出されたのか、ひとつ大臣の所信を聞かしていただきたいと思っております。

○久野國務大臣 昨年行なわれました違法ストに對しまして、その処分を決定いたしました。去る十四日にこれを発表いたしましたことはただいま御指摘のとおりでございます。

私といたしましては、日常まじめに働いておられます職員の方々の違法な闘争を実施したことによって処分するということは、やはり耐えられないこととございませう。でありますから、事前においてこのような違法ストを行なわぬように注意をしておられたというのを私は聞き及んでおるわけでございます。ストライキ権問題や懲戒処分問題を含めて最近の諸情勢につきましては、私は十分関心をもって注視をしておるところでございます。今、今回の処分が先制攻撃をかける意味でありますが、今回の処分が先制攻撃をかける意味で労働者の春闘に対する挑発であるというふうなことは、私がございませうが、私は、そのような意味で今回の処分を決定したわけにはございません。今、この処分につきまして、長い間かかっています。その内容については事務当局に調査を命じました。私の聞き及んでおるところによりますと、通行なわかれるというところがございますが、しかし私は、その内容につきまして十分に調査をした後これをなすというところで事務当局に指示をいたしておいた次第でございます。そのために事務的に非常に時間がかかったとございませう。それがこの春闘を前にして行なったというのか、この時点まで延びた最大の理由でございませう、どう

かこの点についてはひとつ御理解を賜りたいと思っております。特に、この処分の内容等をごらんいただきますとよくおわかりいただけるのでございませう。従来行なつてまいりました量刑とは相当違つたような形にしたつもりでございませう。この点につきましても私は十分配慮の上処置をしたつもりでございませうので、先ほど来の御指摘の点については全然関係のないことと存じます。この点は御理解を賜りたいと存じます。

○米田委員 大臣のいま御答弁の中に、違法ストをやつたということを言われておるわけでありませう。違法か合法かは、これはかつて公務員の行なう争議行為の中の休暇闘争等につきましては議論のあつたところでありませう。それを私はいまここで、割り当てられた時間の中で繰り返すつもりはございませうけれども、ただこういうことだけは大臣に申し上げておきたいのです。

いまそれが違法であるか合法であるかの議論は別として、公務員という名のもとに、郵便のような現業労働者まで一括してストライキ権を剥奪しておる。公労法適用職員としてストライキ権を奪つておる。これがいま問題になりました。国内的にも公制審あるいは国際的にはILOの舞台でこれが議論されておる。しかも趨勢としては、これはやはり行き過ぎである。当時の、占領直後のこの公務員法が制定された時期あるいは公労法が制定された時期、その時代には現状が違つておるから、しかもこれはやはり国際法に照らしても、公務員という包括的な規制で現場労働者、郵便の配達労働者、保険の募集の労働者、こういうものまでひっくり返る、基本的な人権として一番大事にされなければならぬこの労働権、その中のストライキ権、こういうものを剥奪していることに

ついてはこれは間違いである、したがって何らかの方法で是正しなければならぬというのがいま

第一類第十一号 逋信委員会議録第十二号 昭和四十八年四月十八日

一つの趨勢になっておることは、大臣はお認めにならなければならぬと私は思うのであります。こういう時期でありますので、したがって各省とも――私が承知しているところでは、この行政処分という点については従来と違った形がだんだんと出てきておるように私は思います。もう一つは、やはり裁判の判例であります。これも漸次、たとえば刑事罰を科することが過酷であるということなどでこれが抜かれたとか、あるいは量刑の内容についてもきわめてシビアになってきているとか、確かに変わってきておるわけでありまして。こういう情勢の中で、また同じパターンを郵政省が繰り返しておる。中身を薄めたという大臣の御答弁もありましたが、しさいに検討すればあるいはそういうものもあるかもしれませんけれども、しかし総体的には六千三百二十六名という、これはもう大量の処分であります。こういうことは明らかに今日の労働情勢に逆行するんじゃないか、実はこういう指摘をせざるをえないわけでありまして。この点について大臣の御見解はいかがでございますか。

○久野国務大臣 労働者の基本的な権利でありまして労働基本権、いわゆる団結権、団体交渉権、スト権、この三つの権利のうち、最後のスト権が、御承知のとおり公務員法、公務法の規定によって今日認められていないことはよく御存じのとおりであるかと思うのでございます。そうしてこのスト権の回復につきまして、政府におきましても公務員制度審議会を設けまして、この公制審の場において何らかの具体的な考案方をまともなたいというところで、目下その協議が進められておるような次第でございます。そこで、その結果を待って、私たちはこの問題については対処していきたい、かように考えておるような次第でございます。

○米田委員 それは大臣の御答弁で私はいいと思えますけれども、この公制審がいま検討しておるスト権そのものについての見解を求めているのじゃないのでありまして、そういう時期に郵政省が同じパターンを繰り返しておるんじゃないか。そ

してこれに対してはもう全通は処分反対あるいは処分撤回の闘争を組む、また処分を行なう、また処分撤回の闘争を組む、これは大臣も御承知だと思えますけれども、郵政省の労働関係というものはそういう繰り返すことによって不信が拡大し、結局郵便その他の国民へのサービスの面にしわ寄せされて、国民が迷惑をこうむっておる。したがってこれは何とかしなければならぬということ、大臣の前任者の、名前をあげて恐縮でありますけれども、三池あるいは廣瀬、井出、こうした大臣の時代から、何とかこれはひとつできるだけコミュニケーションの場をつくりながら正常に戻して、労働関係というものをまともにしていこう、その中には処分の問題ももちろんございまして。また当局自身の管理者のね上がり等についてもチェックしていこう、組合の行き過ぎがあれば、これは組合はチェックしましょう。お互いそういうふうに出し合ひまして、今日まで正常化といましようか、労働関係というものをとにかく、基本的立場は違いますが、共通の討議の場を求め、あるいは理解の場を求めるといふ方向で努力をしてきておる。このことは大臣お認めになると私は思うのであります。一番よく知っておるのは人事局長だと私は思う。そういう一つの方向があるのに、またここでそれを水をかけるあるいは逆戻りをさせるような同じパターンの処分というものを、あなたのほうには経営権、人事権のメンツでやるのかもしれないけれども、これは、よって来る影響を考えますときに、ここではもう少しあなたのはうは一步押える、そういうことが当然政治的に配慮されなければならぬ今日の労働間の事情もあると思う。そういうようなことも總体的に見まして、この処分というものはあなたのほうの行き過ぎではないか、こういうふうには私は思うわけでありまして。事実、全通はさらにこの十七日のきのうの年金ストライキに職務を強化する、また二十四日以降のストライキに対して、処分撤回という、それまでなかった課題もさらに入れて強力な闘争を組む、こういうことになっておると

私は聞いておるわけでありまして。まことに遺憾だと私は思いますが、そういう事態を招来するのはあなたのほうの今回のこの処分ということから出ているんじゃないか。したがって、今後来る事態というものはこの処分によって発生する以上、あなたの責任だと言われても抗弁の余地はないのじゃないか、こういうふうには私は思うわけでありまして、これらの関係については大臣はどう思われますか。それから人事局長からも、いま私が申し上げた点について答弁がいただきたいと思う。

○久野国務大臣 今回行ないましたこの処分につきましては、御質問の中にはございませんでしたけれども、私は撤回する意思は毛頭ございませんで。そこでこれが違法ストであるかどうかという議論があることも私はよく承知をいたしておりまして。しかしながら、郵政事業というものは国民生活の中に欠くべからざる密着した部門であるだけに、やはり職場が明朗であり、そして働く方たちの環境をよくし、そして皆さんが親切に国民に奉仕していただけるような態度であってほしいというところを、私は日ごろ皆さんにも何回も繰り返して申し上げておる次第でございます。そういうようなことからは、私自身もいたしまして、やはり従来行なわれてまいりましたようなこのパターンを繰り返したくないという気持ちがあったことは事実でございます。事実ではございませんで、さればといて法律に定められたところに対してこのストが違法であることが明らかである以上は、それについて何らかの措置を講ずることはこれはやむを得ないことである、かような考案方に立ちまして、でき得べくんばその時期、内容等について何らか考案する余地はないかということ、事務当局に命じましていろいろと検討をいたしてまいりましたために、時間が延びたのでございませんで。先ほど私が申しあげましたように、挑戦するなどというような考案方は毛頭持っておりませんで。この点を御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○北政府委員 私もいま大臣が答えられたとおりの考案方を持つておるわけでございます。やはり現に法律がございまして、その法律に違反する行為があれば、これに対して相当の措置をとることはやむを得ないことだと存じます。ただそのために、先生先ほど御指摘の、具体的には昭和四十五年の暮れ以来一貫した方針をもって、当方、組合それぞれお互いに努力をして、労働関係の不信を除去しよう、新しい、よい信頼関係を確立しよう、こういう基本線につきましては、この処分をもってしてもいささかも変更があつてはならない。やはり処分は処分、しかし労働関係のより正常化を目ざしての努力はさらに強力に進めていかなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○米田委員 この問題は、いま議題になっております簡易生命保険法の一部改正、その議題と実は十分関連を持っておると私は思いますけれども、処分というサイドから入りまして、あるいは関連がないという理解の方もおられるかもしれないけれども、十分関連がある。ことにこの処分の対象は、六千三百名の九十九％は貯金と保険と郵便の現場労働者である。それだけにこのような処分、右手でほったたけをびしっとたたいておいて、保険をしつかりやれ、郵便を配れ、貯金の募集をやれと言つても、これは人間である以上、そういう分けはできないわけなんです。したがって、私は十分関係があると思つて申し上げておるわけでありませんで。いづれまた場を改めます。どうせ一般質問の時間もあるわけでありませんで。どうせ改めさせていただきますと思つておる。なお、人事局長に申し上げておきますが、現にある法律に反するようなことがあれば処分せざるを得ない、それも私は網羅正あるいは信賞必罰の面からいまして、わからないわけではありませんで。しかし、あなたのほうは労働者敵視といひますか、組合にだけ違法性の追及に急であつて、その違法性の追及は組合だけに向けられておる。あなたのほうに処置すべき、姿勢を正すべきも

の、あなたのほうの違法性については寛大じゃないかと私は思うのです。そういうような二面作戦をとられて、処分の真のねらいが一体差せられるかどうか。こういうふうには私は思うのです。何のことはない、ことばを変えますと、組合に対する一つの処分という名によるところのおどかし、弾圧、そういう材料にしか使われておられない。したがって私は従来のパターンをというのを申し上げたわけなんでありまして、従来はそういうことであつたのは十分効果を求められて、処分を乱発されたこともあるわけでありまして、ですから、私はそういうことを申し上げたのであります。それが、そうだとするならば、私どもが提起しておる違法な、法律違反をやっておる現場管理者、そういうようなものに対して、もっと適正にきびしく、信賞必罰の体制で臨むべきじゃないかと私は思うのでありますけれども、そういう点になりますと、あなたのほうはむしろ粉飾をしたりあるいは弁護をしたり、そして組合にだけ姿勢のきびしさを求められる。現場の労働者はみんな知つていられるのですから、あの局長はああいふ悪いことをしているのに向かまわぬで、おれがちょっとやったら、すぐ違法だ違法だといつて処分をやる、これでは処分が生きてこないのです。私はそういうことを申し上げたのですから、あなたのほうの正すべき姿勢としては、十分これから正されましか、いかがですか。

○北政府委員 従来もそういう態度できたつもりでございますが、今後も当然そういう態度でまいりたいと思つております。管理者側においても違法もしくは不当な行為があるということが明らかであれば、それに即した適正な措置をとるといふことは、かつても当委員会で大蔵からお話があつたと思つておりますが、今後ともそういう方針ではっきり対処してまいりたいと思つております。

○米田委員 たいまの人事局長の答弁を私は確認しておきたいと思つて、特に四十六年、廣瀬郵政大臣のときだつたと思つて、あなたのほうの通達、三十号、五十号が出たあのときであります。

れども、大臣や人事局長がここで、委員会ではそのようなりつぱなきれいな答弁をされても、現場の管理者にはそれが徹底してない。私どもは具体的な資料とその事実を直接大臣に披瀝をして、そして、親の心子知らず、というあのことばが入つた通達が出てくる経過もあるわけなんです。郵政省の現場を見ますと、いままお親の心子知らずというふうな、はね上がり管理者がいますのであります。局長、課長がいるのであります。ですから、そういうものに対しては、私は今後とも材料を提供いたしますから、ひとつきびしく措置をしてもらいたいと思つております。よろしくございませう。

○北政府委員 個々の案件につきましては私どもとしても十分に調査をいたしまして、その結果、非難すべき事項が明瞭にあるということになれば、先ほど申しましたように、それにふさわしい措置をとるといふことは、そのとおりのことと思つております。

○米田委員 それじゃ、保険の關係について質問をいたしたいと思つております。

まず、今回の法改正、主要な柱が三本ございませうけれども、總体的に今度の改正、たとえば新種保険としての定期保険、加入者サービスとしての家族保険の支払い条件の優遇策とか、あるいはもう一件ございませう。そういう面で、一般的にいつて、保険の加入者といふか国民の側に対して、簡易保険がサービスをよくするということになるのじゃないかと思つておられます。簡易保険事業それ自体は、今回の法律改正によつて健全化の方向に進むのか、それともサービス過剰になつて不健全な方向に進むのか。そこらあたりは基本的な非常に重要なポイントじゃないかと思つてますが、この点については、局長、どういふ見解でございますか。

○野田政府委員 たいまの御質問でございますが、簡易保険が、現在あります保険種類の給付内容を改善いたします、あるいは民間の保険需要に對してこれにこたえる意味で新種の保険を売り出す

すといふことにつきましては、現在確かに保険業界は相当競争が激しい。これは民間あるいは簡易生命保険、農協の生命共済を含めまして相当競争が激しいのは御承知のとおりでございます。簡易保険の今後のやり方としまして、そういう新しい保険商品をそろえる、あるいはすでにあります保険の種類につきまして給付内容を改善するといふことにつきましては、簡易保険の従業者がこれを販売しますにも非常に競争しやすくなる、という語弊がありますが、働きやすくなるし、お客さんにも喜ばれる、簡易保険の経営としましては非常に前向きに進んでいく、このように理解をいたしております。

○米田委員 この改正を見ますと、定期保険にいたしましても疾病傷害特約にいたしましても、サービスの間口が広がつたというだけでありまして、最高制限額は三百万で抑えられておるわけでありませう。よい意味でも悪い意味でもそこに一つの歯どめがあるように私は思つておられます。したがつて、いま局長が言うように、文字どおり健全化の方向に實際は行かないのじゃないですか。これはどうですか。

○野田政府委員 御指摘のように、簡易保険におきまます被保険者一人について最高制限額三百万といふことでわれわれ満足いたしておるわけではございませぬ。できるだけ早い時期にさらにこれを五百万なりあるいはそれ以上に引き上げたい、このように考へておられます。簡易保険に最高制限額が設けられました沿革的ないろいろ事情、これはご承知のとおりのことと思つておられますが、民間生命保険会社が売り出してあります無査査保険の最高制限額というのが現在やはり三百万でございます。農協の生命共済におきましても同様に三百万であります。そういう同じ保険を営んでおる他の経営主体との均衡の問題、これも考へなければいけない問題でございます。さらに簡易保険が対象としております国民全般の保険負担能力、あるいは保険の目的であります万一の場合におきまます遺族の生活保障あるいは満期保険金を受領しま

す場合の老後の生活費等々勘案いたしますと、まづおおむね三百万程度でよろうかといふことで、前回の通常国会かと思つておりますが、法案改正を御審議いたして可決をいただいたのであります。昨年の五月十五日に従来二百万円でありました最高制限額が三百万に引き上げられました。したがつて、現在まだ一年を経過していません。状況でございます。最高制限額の引き上げの問題につきましてはなおもう少し推移を見守つて、ただいま申し上げました簡易保険以外の他の生命保険の動き等々も十分にらみまして対処していきたい、このように考へておられます。

○米田委員 私、局長の答弁は、いまの段階では事務当局として、率直に申し上げていまお答えいただいたような程度の答弁しかいただけないと思つておられます。ただ心配するのは、保険の第一線の諸君はそういうことでも保険募集もなかなかできないものでありますから、一方においては成績が云々される、俗に言へばしりたたくであります。外野の奨励策が強化される、頭は三百万で押えられておる、どこかにこのはけ口を求めてとにかく募集していかなければならぬ。そうなつてまいりませうと勢い超過契約というふうなこともならざるを得ない、そういうふうな事態も出てくると私は思つておられますけれども、私はいま三百万の最高制限をまた五百万にせいかか四百万にどうかといふようなことを実は申し上げておるのじゃないのであります。またそういうヒントを与えておるわけでもないでございまして、私はむしろ逆であります。しかし、一面において制限を押えられておる段階でこの新種保険ができた、サービスがよくなる、そして奨励策というものが強化されるということになりますと、どこかに無理がかかるわけでありませう。そういうふうな点から考へて、この三百万に制限されましたのはたしか前回の通常国会であつたと思つておられますけれども、大臣、郵政大臣として最高制限額の三百万を引き上げるといふようなことについて何か御見解をお持ち

ては民間の無診査保険その他客観情勢を考えて、この程度で簡易保険のこ二、三年の事業計画というものは進めるのだという御見解でございますか。大臣として、政治家でもございますので、大臣の御見解を聞いておきたいと思う。

○久野国務大臣 たいま御指摘の点につきましては私としても理解できるところでございます。しかしながら、社会経済情勢の推移に伴いましてこれを勘案すべき事柄であろうと思っております。特に現在の経済社会というのは非常なテンポで変革をいたしておるわけでございますから、このような情勢に應じながらやはり考えていくべき事柄ではなからうか、かように思うような次第でございます。ただいまの御提案につきましては私たちは十分配慮いたしまして検討していきたいと思っております。

○久保田委員長 速記をとめて。

○久保田委員長 速記を始めて。米田君。

○米田委員 先ほど局長から御答弁ですけれども、どうでしょうか、実際は最高制限というものは、もう法律の規定事項でございますから当然これは守られなければならないし、生かされていると思うのでありますけれども、どうも超過契約というものが慢性化しておるといふようなことも一面では聞くことがあります。現状はどうなっておりますか、簡易保険の超過契約。

○野田政府委員 簡易生命保険の被保険者に対しまして保険契約の最高制限額は、明らかに法律で定められております。これは戦前の簡易保険独占時代におきます規定の解釈につきましては、強行規定である、こういうことから制限額を超過いたしません契約につきましては無効であるという説が一般説でございます。昭和二十一年、戦後になりまして、簡易保険は無診査、月掛け、小口の生命保険契約につきまして独占規定を廃止をいたしまして、民間もこういう形の保険を募集するようになりまして、

戦前のような効力規定という解釈ではなくて、一応善意無過失に締結せられた契約につきましては、制限額をオーバーいたしておりますも有効な取り扱いはいたしますので、一たん保険事故が発生をいたしました場合には保険金の支払いの責めに任ずる、こういう取り扱いはいたしております。

これが慢性化して非常に多くあるのではないかと御指摘でございますが、法律で明らかに規定をされております限り、われわれはこれを順守すべき各般の手段をとっております。通達を流す、あるいは会議等におきまして、募集に当たります人々までこれを徹底せしめるような措置をいろいろとっておりますが、あるいは先生御指摘のように、間々この制限額を超過する契約がございまして、契約者の間にトラブルが発生するということの事例がございまして、できるだけそういうことのないように措置をいたしたいと考えております。

○米田委員 私が心配するのは、家族保険制度ができてから、一契約で家族の方の被保険者は、同じ家族であれば全部最高三百万まで入れられる。子供の小さいのはあれがございまして、原則的にはそういう制度が開かれたわけでありまして、ね。そうして今度またかけ捨ての定期保険。どちらかといいますと、現状に対応する一つのシステムであるということ、あわせて、あなたのほうでは保険料の蓄積といましようか、保険料を増大して国の要求に、あるいは国の経済に協力するといふ二つの側面からいまして、これはあとでまた聞きますけれども、この面についての保険というものはほとんど拡大しているように私は思うし、定期保険というのもおそらく拡大するだろうと思う。そういうときに、いまあなたがおっしゃったような程度の超過保険に対する態度——強行規定ではない。したがってかりに契約があってもそれは有効として保険の効力は発生させるのだ、しかし十分気をつけておりますよと言いましても、相矛盾するこの問題を一体どうして解決す

るかといえ、結局は現場第一でありますから、超過契約なんというものは目をつぶってほしい、どんどん新しい商品売ってほしい、こういうことになって、押えがきかないようになりはせぬかという懸念が私は実はあります。また、そうしなければ、逆説でありますけれども、実際問題としてこの新種保険は売ることができない、そういう結果になるのじゃないかと思うのであります。

○野田政府委員 御指摘のように、確かにいままで売っておりました家族保険につきましても、配偶者あるいは子供につきまします保険は、これは定期保険、かけ捨てのものであります。したがって相当保険料が安い。今後この法律が審議、御可決をいただきましたあとで売ります定期保険につきましても、これはかけ捨ての保険でありますので、非常に保険料が安い。したがって、現在われわれが経営のあり方としてとっております保険の推進の目標につきまして、これを保険料目標というところで郵政局、それから郵便局に目標を令達といたしますか、目標を課しておるわけでございます。が、この消化につきましても定期保険なりあるいは家族保険というものは必ずしも非常に有力な、有効な商品の種類である、このようにも考えておられません。したがって、われわれ今後この新種がたとえ設けられましても、これを主力の商品として売っていく、こういうふうなつもりもございませぬし、また現実の保険需要の動向からいいたしまして、簡易保険の現在の年齢によりまして階層別の分類からいいたしまして、やはり十五歳以下の子供あるいは五十五歳以上の老年層あたり非常に普及しておる関係からいいますと、この商品によって、ひとまず保険のほんとうに必要な青年層を開拓するといふ程度の期待をかけておるだけでございまして、このことによりまして非常に大きな成績をあげる、こういうふうには期待をいたしておりませぬので、こういう商品売ることによって超過契約がどんどん発生するのではないかと先生御懸念に對しましては、そういうふうな指導をしていきたい、このように私は考えておるわけであります。

○米田委員 それは局長、家族保険についても同じ見解でありますか。

○野田政府委員 家族保険につきましては、現在四十六、七年度の販売の実績からいいますと、全販売量の百分之十以下という程度でございます。これを改正いたしましたが、そのように飛躍的な進展というのには期待せられないか、このように思っています。

それからもう一つ、この家族保険は被保険者全部に三百万がかかるというあれでございます。主たる被保険者——夫婦の場合、夫のほうにこの家族保険をかけた場合に、妻が当然いまま主たる被保険者の四割の保険金額というところで、家族全員一つの契約で三百万円の保険金がかかる、こういう性格の保険種類ではございませぬで、家族保険の中でも最高制限額の保険がかけられますのは主たる被保険者一人、こういうことになるわけでございます。

○米田委員 家族保険は百分程度ということでございますからわかりましたが、ただ契約は、いま局長の答弁によりまして私の理解と違うのであります。やはり法律の制限の三百万は、原則的にその契約者の意思さえあればそれは三百万まで入れられるのでしよう。四〇％あるいは——いまあなたのパーセントの説明がありましたけれども、それはどういふ性質のものなんでしょうか。三百万の四〇％、百二十万で最高なのだという理解でいいのですか。それは私が知っておるのでは、みんな三百万入れているのですよ、子供まで奥さんまで一律に、それは違法ですか、そうしますと。

○野田政府委員 私の説明も不十分であったかと思いますが、確かに個人個人にとりまして三百万までは加入ができる。法律上当然そういうことにはなるわけでございますが、家族保険の種類からいいますと、一家の構成、夫婦がございまして、主人に三百万の保険をかけた場合に、家族保険によって当然にかかります保険金額は、妻

の場合が四割の百二十万、子供の場合は二割の六十万、こういうことになるわけでございます。奥さんなり子供なりが三百万までになりますために別な保険種類、たとえば養老保険なり終身保険なり、そういうことで奥さんの場合には残りの百八十万まで入る、あるいはほかの家族保険にその奥さんが主たる被保険者になっても入れるわけでありませぬ。子供の場合は別な保険で三百万まで入れる、こういう計算になるわけでございます。

○米田委員 それはあなたのほうの支払いの責任がそれだということじゃないですか。契約は三百万までできるでしょう。私がいたおる資料によりますと、契約者一人に対して八名、奥さん、子供を入れますと、八名、家族保険として最高三百万の契約を一括してやっております。これはどういふことですか。違法なんですか。あなたのほうの支払い義務は、奥さんに対してはそういうパーセントで支払いに充てるということであつて、契約は法で定められている三百万までは入れられる。また、そういう募集をしない、そういうことでできているのじゃないかと実は理解しておつたのですけれども、これは誤りですか。もつとはっきりひとつ聞かしてください。

○野田政府委員 ただいま先生御指摘の家族全部九人が入つておられます保険というのは、家族保険という意味じゃなくて、ただ、家族全員が養老保険なり終身保険に入つておられる意味の簡易保険の契約だ、こういうふうにご考へるわけでございます。ちよつとただいまの先生の御説明といひますか、おつしやうした限りでは私理解いたしかねます。家族保険の制度といひましては、配偶者が四割、子供が二割、こういう形になっておりまして、それは家族保険という保険種類の保険金額でありませぬ。したがつて個人個人にとりまして最高三百万までの契約、これはいろいろな保険種類ございませぬ、三百万まで入れる、こういうことになるわけでございます。

○米田委員 私は、いまここで新潟県長岡郵便局の資料を一つ持っているのですけれども、これは

全国の中のたった一つの局を対象にしておりますからあるいは正確かもしれませぬ。ここでは昨年の九月一日、三百万のこれは家族保険、というのは、局長に會つて調べたところ、これは家族保険で入れたのです、こういうのです。そういうことで答弁がありましたから申し上げておるわけなんです。八名の方を家族保険として最高三百万入れておる。これを調べてみますと、契約者何人かに超過契約があります。こういうことが出てくるじゃないかと私は思つたのです。これはあとで契約者の名前その他申し上げますから、ひとつあなたのほうで調べてくれませんか。

いづれにしても、私の心配するのは、超過契約が必要悪として慢性的に第一線の諸君の認識に、もうこれはいいのだというふうにかつこうになつて、保険募集という強行な募集政策のために、そういうふうにはせぬか、結果的に法律の三百万の最高制限というものが無視されるということになりはせぬか。そうなつたときに、私は、簡易保険としてたいへんなことになりはせぬかという心配をしていられるから聞いたわけなんです。いま局長の答弁で、大体そういうことではないということがわかりました。これはぜひあなたのほうではきびしく指導されまして、法違反の公然とした超過契約が行なえないように、特に私は徹底をしていただきたいと思つた。この分はわかりました。

あわせてここでもう一つ、私は、そもそも簡易保険とは一体何かということも局長と少し意見交換をしなければならぬと思つたのでありますが、それは団体保険の取り扱いであります。これからあとでずっと聞いていきますけれども、一口に言つて、団体保険のあなたのほうの取り扱い対策、これはきつめてございませぬ、もつとはっきり言へば、いまのままでいけますと、多分に法律の意思を無視して、奨励対策のためにあえて不健全な保険の加入者の団体を育成助長して、そうして結果的に加入者に迷惑をかけるように、また簡易保険それ自体に社会の非難を受けるような事態が出てきせぬかという事は懸念を持つておるわけ

であります。

けであります。そういう点で一つお聞きをしたいと思いますけれども、どうでしょうね、簡易保険の使命については、保険法の第一条にうたわれておるのでありますけれども、ここでは国民に簡易に利用される保険、それから確実な経営による保険、安い保険料、このことが第一条で明確に実はずたわつておるわけでありませぬ。この第一条の簡易に利用される保険、これを受けてたとえば無審査の保険にするとか、あるいは募集の公務員が面接という簡易な方法によつて契約を成立させることができるとか、あるいは集金に出向くとか、いろいろそういう具体的な施策というものが出てくるだらうと思つておる。それから確実な経営、これが最近の傾向を見てございませぬかと思つた。これはここに

あるのであります。この法律でいう「確実な経営により」ということは、一体何をここでいふのか。たとえば団体保険を――あとでこれから聞きたいと思つたけれども、いまあなたの方がやっておられるような同趣同好の不特定多数の加入者を集めて、そうして団体保険の取り扱いをして一定の集金手数料、事務費を払い戻ししておる。あなたのほうの意思がどうであらうと、現実には、それがやがて一つの社会問題になりかねないような事態が予想されるようなこともある。こういうようなことを考えますと、あらためてこの第一条の「確実な経営」というものについて、これは保険人といわれる皆さんも、これから国会のおられ方も吟味してみれば必要があるのではないかと申すのであります。これは一体どういふふう

に理解しておられますか。

○野田政府委員 ただいま御指摘の簡易生命保険法の第一条の「確実な経営により」ということは、やはり収入支出が明確であり、その中でかつ非常な企業努力が払われ、企業が合理的に運営されること、この意味だと思つた。非常に広い意味にとりましますと、ただいま先生御指摘のよう

に、保険募集の態様あるいは外野のあり方等々も含むと考へられるわけでありませぬ、普通われわれ、通常一般には取支が相償うような形で経営が合理的に行なわれておる、特に経理の面を中心にしてわれわれ理解しております。広い意味でとりましますと、ただいま先生言われましたような形のものも全部「確実な経営」の中に入る、こう思ひます。

○米田委員 それは局長、全然根本的に認識を誤つておるのじゃないですか。あなたのほうの内部に向けて、経理が確実に取支の關係が確実に、それはもう法律規定事項以前の問題だ。国民の負託にこたへた国営の保険事業であります。この「確実な経営」というのは、第三条にありますが「簡易生命保険の契約の締結及び契約上の権利義務に関する事項は、郵政省簡易保険局長が行う。」簡単に言へば、契約行為によつて債権債務が生じたといひますか、保険に関する限り一切の責任は簡易保険局長、こういうふうな第三條に私は明確に規定しておると思つた。そうだとすれば、集金の取り扱い、募集の取り扱い、あるいは財産を預かつてからの満期までの管理、支払いまでの管理、それを総括いたしましてこの「確実な経営」ということは保険局長の責任として、第三條に裏づけされておる責任としてこの「確実な経営」ということが具体的に順守されなければならぬものじゃないか。あなたのほうの、取支だけの關係であつて、契約者、加入者との關係はこの「確実な経営」といふ、要するに信頼の問題でありますけれども、これには含まれておらないのだというふうな解釈は、私は間違つておるのではないかと申すのであります。どうですか。

○野田政府委員 保険法第一条の「確実な経営」といふ条の解釈の問題になるわけでありませぬけれども、事業経営上の問題としては、良質な契約を数多くとる、あるいは契約から生じます保険料の集積である積み立て金の運用については、これができるだけ高利回りに回していく、さらに事業費についてはできるだけ削減をして契約者のほうに還元をしていくということが第一義的な「確実な経営」といふことに入らうかと思ひます。先生



御指摘のように、業務取り扱い上の問題として迅速なかつ正確な取り扱い、これは募集、集金につきましても、やはりそういう正確な取り扱いといふことは当然含まれると思ひますし、これがまた募集がスムーズにいきあるいは契約保全がらう、このように考えます。したがって「確実な経営」といふことの中には、当然先生のおっしゃいましたようなことも含まれる、こういうふうにご考慮しております。

○米田委員 そのでお聞きしたのでありますけれども、要するに団体保険の関係でございます。約款の五十三条にこの団体保険の規定があると思ふのであります。現在郵政省が団体保険の制度を創設してその取り扱いをやっておりますが、その根拠は五十三条でございますか。どこにその根拠がございませうか。

○野田政府委員 保険料の団体払い込みに関します事項は、法律といたしましては簡易生命保険法の第六條の第一項第六号、保険料の払い込みに関する事項ということで、全面的に簡易生命保険約款に委任をされております。したがって、この団体払い込みができません法的な根拠は、先生が御指摘になりました約款の第五十三条であります。

○米田委員 この五十三条によりましていまあなたのほうでいわゆる団体保険としてこの取り扱いをやっておられるもの内容を少し説明していただけませんか。どういふものをやっておられるか。ここでは明確であります、これを受けてあなたのほうで現に団体保険の取り扱いをやっておられる内容について、しろうとの私がかかるようにひとつ説明してください。

○野田政府委員 先ほど申し上げましたように、団体払い込み、それから団体組成についての根拠規定といふのは、簡易生命保険約款五十三条であります。ここに明らかにございませうように、まず沿革的に申し上げても、簡易生命保険の保険料払い込み団体の一番初めの形、あるいは

あるべき姿と申し上げてよいかと思ひますが、それはここにありませうように、官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場、これらに属しております方が十五個以上の基本契約、これは被保険者が十五人以上あることが必要であります。とにかく十五以上の契約があります場合、この保険料をまとめて払い込む。これを当然外務員が保険料の集金という活動を要しないわけでございますが、代表者をきかまして毎月の保険料を取りまとめて払い込んでいただきます場合には、保険料の百分の七の割引をいたすことによりまして、保険加入者の保護、それから簡易生命保険契約の保全と、両方の便に資するようになり取り扱いはこの制度が設けられておるのであります。現在はここにありますような官公署なり事務所なり工場というふうな、要するにこういうのはっきりした職域団体のほかに、その他の団体に属するというもので地域団体、たとえば一定地域におきます婦人団体あるいは商工団体、あるいはPTAの団体、これは学校に入りますか地域に入りますかいろいろ分かれると思ひます。そういう団体につきましてもこれを団体取り扱いということにしまして、七割の割引をいたしておるのであります。特に先ほど先生も御指摘になりましたように、確かに社会経済生活もどんどん動いておられます。また保険の事情あるいは保険者側のサービスというものはいろいろ変わってきておられます。現在におきましては、これら職域団体及びただいま申し上げました地域団体のほかに、先ほど御指摘の同趣同好団体といふものが、趣味を同じくする団体というものにまで広がってきております。たとえば、この七割の保険料の割引を積み立てましてひとつ旅行をしよ、あるいは観劇をいたそう、あるいはこれらを積み立てたその集積によりまして年に一回ずつ人間ドックで検診を受ける、こういうふうな団体までも組成されておられます、現在相当数こういう形の団体ができつつある、これが現状でございます。

あるべき姿と申し上げてよいかと思ひますが、それはここにありませうように、官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場、これらに属しております方が十五個以上の基本契約、これは被保険者が十五人以上あることが必要であります。とにかく十五以上の契約があります場合、この保険料をまとめて払い込む。これを当然外務員が保険料の集金という活動を要しないわけでございますが、代表者をきかまして毎月の保険料を取りまとめて払い込んでいただきます場合には、保険料の百分の七の割引をいたすことによりまして、保険加入者の保護、それから簡易生命保険契約の保全と、両方の便に資するようになり取り扱いはこの制度が設けられておるのであります。現在はここにありますような官公署なり事務所なり工場というふうな、要するにこういうのはっきりした職域団体のほかに、その他の団体に属するというもので地域団体、たとえば一定地域におきます婦人団体あるいは商工団体、あるいはPTAの団体、これは学校に入りますか地域に入りますかいろいろ分かれると思ひます。そういう団体につきましてもこれを団体取り扱いということにしまして、七割の割引をいたしておるのであります。特に先ほど先生も御指摘になりましたように、確かに社会経済生活もどんどん動いておられます。また保険の事情あるいは保険者側のサービスというものはいろいろ変わってきておられます。現在におきましては、これら職域団体及びただいま申し上げました地域団体のほかに、先ほど御指摘の同趣同好団体といふものが、趣味を同じくする団体というものにまで広がってきております。たとえば、この七割の保険料の割引を積み立てましてひとつ旅行をしよ、あるいは観劇をいたそう、あるいはこれらを積み立てたその集積によりまして年に一回ずつ人間ドックで検診を受ける、こういうふうな団体までも組成されておられます、現在相当数こういう形の団体ができつつある、これが現状でございます。

あるべき姿と申し上げてよいかと思ひますが、それはここにありませうように、官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場、これらに属しております方が十五個以上の基本契約、これは被保険者が十五人以上あることが必要であります。とにかく十五以上の契約があります場合、この保険料をまとめて払い込む。これを当然外務員が保険料の集金という活動を要しないわけでございますが、代表者をきかまして毎月の保険料を取りまとめて払い込んでいただきます場合には、保険料の百分の七の割引をいたすことによりまして、保険加入者の保護、それから簡易生命保険契約の保全と、両方の便に資するようになり取り扱いはこの制度が設けられておるのであります。現在はここにありますような官公署なり事務所なり工場というふうな、要するにこういうのはっきりした職域団体のほかに、その他の団体に属するというもので地域団体、たとえば一定地域におきます婦人団体あるいは商工団体、あるいはPTAの団体、これは学校に入りますか地域に入りますかいろいろ分かれると思ひます。そういう団体につきましてもこれを団体取り扱いということにしまして、七割の割引をいたしておるのであります。特に先ほど先生も御指摘になりましたように、確かに社会経済生活もどんどん動いておられます。また保険の事情あるいは保険者側のサービスというものはいろいろ変わってきておられます。現在におきましては、これら職域団体及びただいま申し上げました地域団体のほかに、先ほど御指摘の同趣同好団体といふものが、趣味を同じくする団体というものにまで広がってきております。たとえば、この七割の保険料の割引を積み立てましてひとつ旅行をしよ、あるいは観劇をいたそう、あるいはこれらを積み立てたその集積によりまして年に一回ずつ人間ドックで検診を受ける、こういうふうな団体までも組成されておられます、現在相当数こういう形の団体ができつつある、これが現状でございます。

あるべき姿と申し上げてよいかと思ひますが、それはここにありませうように、官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場、これらに属しております方が十五個以上の基本契約、これは被保険者が十五人以上あることが必要であります。とにかく十五以上の契約があります場合、この保険料をまとめて払い込む。これを当然外務員が保険料の集金という活動を要しないわけでございますが、代表者をきかまして毎月の保険料を取りまとめて払い込んでいただきます場合には、保険料の百分の七の割引をいたすことによりまして、保険加入者の保護、それから簡易生命保険契約の保全と、両方の便に資するようになり取り扱いはこの制度が設けられておるのであります。現在はここにありますような官公署なり事務所なり工場というふうな、要するにこういうのはっきりした職域団体のほかに、その他の団体に属するというもので地域団体、たとえば一定地域におきます婦人団体あるいは商工団体、あるいはPTAの団体、これは学校に入りますか地域に入りますかいろいろ分かれると思ひます。そういう団体につきましてもこれを団体取り扱いということにしまして、七割の割引をいたしておるのであります。特に先ほど先生も御指摘になりましたように、確かに社会経済生活もどんどん動いておられます。また保険の事情あるいは保険者側のサービスというものはいろいろ変わってきておられます。現在におきましては、これら職域団体及びただいま申し上げました地域団体のほかに、先ほど御指摘の同趣同好団体といふものが、趣味を同じくする団体というものにまで広がってきております。たとえば、この七割の保険料の割引を積み立てましてひとつ旅行をしよ、あるいは観劇をいたそう、あるいはこれらを積み立てたその集積によりまして年に一回ずつ人間ドックで検診を受ける、こういうふうな団体までも組成されておられます、現在相当数こういう形の団体ができつつある、これが現状でございます。

あるべき姿と申し上げてよいかと思ひますが、それはここにありませうように、官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場、これらに属しております方が十五個以上の基本契約、これは被保険者が十五人以上あることが必要であります。とにかく十五以上の契約があります場合、この保険料をまとめて払い込む。これを当然外務員が保険料の集金という活動を要しないわけでございますが、代表者をきかまして毎月の保険料を取りまとめて払い込んでいただきます場合には、保険料の百分の七の割引をいたすことによりまして、保険加入者の保護、それから簡易生命保険契約の保全と、両方の便に資するようになり取り扱いはこの制度が設けられておるのであります。現在はここにありますような官公署なり事務所なり工場というふうな、要するにこういうのはっきりした職域団体のほかに、その他の団体に属するというもので地域団体、たとえば一定地域におきます婦人団体あるいは商工団体、あるいはPTAの団体、これは学校に入りますか地域に入りますかいろいろ分かれると思ひます。そういう団体につきましてもこれを団体取り扱いということにしまして、七割の割引をいたしておるのであります。特に先ほど先生も御指摘になりましたように、確かに社会経済生活もどんどん動いておられます。また保険の事情あるいは保険者側のサービスというものはいろいろ変わってきておられます。現在におきましては、これら職域団体及びただいま申し上げました地域団体のほかに、先ほど御指摘の同趣同好団体といふものが、趣味を同じくする団体というものにまで広がってきております。たとえば、この七割の保険料の割引を積み立てましてひとつ旅行をしよ、あるいは観劇をいたそう、あるいはこれらを積み立てたその集積によりまして年に一回ずつ人間ドックで検診を受ける、こういうふうな団体までも組成されておられます、現在相当数こういう形の団体ができつつある、これが現状でございます。

○米田委員 私あえて確認をいたしますが、五十三條の趣旨は、官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場またはその他の団体に属する者が十五個以上の基本契約の申し込みをしようとする場合において、これを一団として保険料の払い込み込みをするものにあつては、保険料の払い込みにたいして団体取り扱いの請求をすることができ、こういうことでございませう。ですから、ここで明確であるのは、いまも答弁がありましたけれども、官公署や学校や事務所や、要するに同一職場、事業所、これについては必ず明確でありますね。それから「その他の団体に属する者」が、これがいまの答弁によりまして、地域の中における団体、たとえば婦人会とか商工会とかPTAとかいうところにこれが適用されるということがわかりました。それから、さらに最近は大々として同趣同好の団体もこれに含める、こういうことが答弁されております。

この五十三條の規定からいきました、ここに「併合払い込みをするもの」にあつては「こうなつておられますね。この併合払い込みというのは、あなたの答弁によると、まとめて払い込む、こういう答弁をされております。私はこれが一つの条件であるいは団体保険の資格になつておるのじゃないかと思ふのでありますけれども、この併合払い込みというのはただまとめて払い込むという答弁だけではどうも不正確のように私は思ふのであります。この法律にいう併合払い込みとは、少なくとも法律用語として使われている併合払い込みというのはどういふものをいっているのか、これをひとつ答弁していただきたい。

それから同一地域、これについて二つのケースが――婦人会とか商工会とかPTAとか、歴然としてその地域にある、しかも社会的な一つの確固とした団体としてのものと、それから不特定多数を対象とする同趣同好者、何か芝居を見るときか旅行するとき、そういうふうなもの二つをこの「その他の団体に属する」といふ範囲の中に入れておられるようでありますが、この解釈はさうい

うふうにあなたのほうは運用されておるのであります。いまあなたのほうの答弁ですと、最近はそのまで拡大をしておりますというふうな答弁でありまして、どういふ解釈で不特定多数を対象とした同趣同好の団体まで拡大をされておるのか。私ははっきり言えば五十三條の解釈の行き過ぎじゃないかと思ふ。ここに問題が起きておるようには思ふのであります。けれども、あなたのほうの答弁では人ごとのように、これもそこまで解釈は広がっております、あなたのほうで広げたのですから、これはどういふ理解か聞かしていただきたい、この二つですね。

○野田政府委員 第一点の五十三條の併合払い込みでございますが、これは法令用語として約款の五十三條に、保険契約者が二個以上の保険契約を有しているときはその保険料は併合して同時に払い込むことができるという規定がございまして、われわれが一般的にいう併合払い込みということば、また併合払い込みの持つておられます概念は、ここにいいます保険契約者が二個以上の保険契約について保険料を払い込むときに、片方は月の五日に払う、片方は二十五日に払うということでは非常に不便でございますので、まとめてこれを二十五日に払い込んでいただくという取り扱いが併合払い込みの取り扱いでございます。なお、保険約款の五十三條で規定しております団体払い込みの保険料について併合払い込みということばを使用したしておるのでございますが、これはただ団体構成員の保険料をまとめて払い込むという趣旨で書かれたこととございまして、約款の五十三條でございまして併合払い込みとは違つていうこととでございます。

次に約款の五十三條にございまして「その他の団体」の内容につきましては、これは簡易生命保険が大正五年にできました創業のときからこの団体払い込みの制度を設けてございまして、その当時におきましてはまさに官公署、学校、工場等職域を一つにするもの簡易生命保険の保険料の団体払い

次に約款の五十三條にございまして「その他の団体」の内容につきましては、これは簡易生命保険が大正五年にできました創業のときからこの団体払い込みの制度を設けてございまして、その当時におきましてはまさに官公署、学校、工場等職域を一つにするもの簡易生命保険の保険料の団体払い

次に約款の五十三條にございまして「その他の団体」の内容につきましては、これは簡易生命保険が大正五年にできました創業のときからこの団体払い込みの制度を設けてございまして、その当時におきましてはまさに官公署、学校、工場等職域を一つにするもの簡易生命保険の保険料の団体払い

次に約款の五十三條にございまして「その他の団体」の内容につきましては、これは簡易生命保険が大正五年にできました創業のときからこの団体払い込みの制度を設けてございまして、その当時におきましてはまさに官公署、学校、工場等職域を一つにするもの簡易生命保険の保険料の団体払い

次に約款の五十三條にございまして「その他の団体」の内容につきましては、これは簡易生命保険が大正五年にできました創業のときからこの団体払い込みの制度を設けてございまして、その当時におきましてはまさに官公署、学校、工場等職域を一つにするもの簡易生命保険の保険料の団体払い

込みをもってほとんど全部を律し得たと思うのでございませうが、先ほど申し上げましたように経済生活、社会生活の幅の拡大、内容の充実に伴いまして、やはり「その他の団体」ということについての解釈も非常に広がっていくべきであるし、またそのことが簡易保険の運営上正しいかと、このように考へるのであります。現在取り扱っておりますのは、先ほど先生御指摘のとえば町内の自治会、婦人会等が主たる対象であります。地域団体のほかに同趣同好の団体がございませうが、これはわれわれの取り扱いといたしましては、原則として同一受け持ち局区内にありませう同趣同好団体、なおさらに、同一行政区内に普通局、集配局等がたくさんある場合が最近多うございませうが、これらにつきましては受け持ち局区内を広げまして、一応同一行政区内までの団体というのを認めていっておるわけでございます。

さらにこれは団体払い込みでございますので、本質的には団体にはやはり契約者を結びつけます要素として団体性ということとわれわれ要求いたしております。したがって、ただ保険料の割引を受けるためだけの団体を結成するということにつきましてもこれを団体とは認めていけません。こういう方針を打ち出してございませう、その団体において何らかの独自の行動を伴うものにつきましても、その行動の種類によって団体性を認めていく。したがって、先ほど申し上げましたような構成員全部が了解をいたして旅行をしよう、あるいは観劇をしよう、こういうものにつきましても、地域団体のほかに、われわれの分類といたしましては先ほど申し上げました同趣同好団体としての保険料の割引を認める、まあ認めるという用語がございませうが、保険料の割引をいたします払い込み団体として取り扱ってございませう、こういうこととでございます。

○米田委員 一つの法律の法令用語の解釈が違ふというの、私は問題だと思ふのでございませう。いま御答弁ありました約款の五十三條、ここに同一家族の中で認められる併合の取り扱いが規定されておる

ます。この場合の併合と、同じ約款の今度五十三條の団体に適用される併合と全然解釈が違ふといふことは、これは私は承服できない。そんな使い分けができてはならないと思ふ。保険法の第六條を受けて、この約款ができておるわけでありませう。そうして、この約款は、ここにありませうに法律と同じ効力を持つて契約者に適用されるわけでありませう。要するに、これは保険の保障の証文であります。その上に、五十三條で併合という手続をとらせて、私も保険をやりませうからわかりますが、同一家族の場合は、併合さるべき保険の番号とか保険料の番号とか保険料等を通帳に記入して、そして総計幾ら、こういう取り扱ひをやらせ、それを郵便局の原簿に登録して取り扱ひをやらせているはずであります。これは相当嚴重でありませう。ところが五十三條の団体保険のほうは、これはまともな扱いだ、こういう解釈でルールズにやっていると、私には承服できません。もしあなたの解釈でいくなら、用語を改正しなさい。この次の国会なりこの国会に法律改正の提案をしなさい。こんなはずはないんです。これは、団体といえども、明らかにこの第五十三條の精神にのっとって、しかも保険法の精神にのっとって、確実な——保険というのは契約者の財産を預かんですから、当然、家族の場合の併合同じ審査と取り扱ひをして、登録をして、そして、その団体の取り扱ひをしてあげませう、それには何かの手料を還元しませう、そういう解釈とそういう取り扱ひをしないところに問題がある。だから、集金会社ができたり、団体がかってに集金人を頼んでやったりという現状がいつ出ているんじゃないですか。私は問題のポイントはここだと思ふのでございませう。これはひとつ、もう一べん正確に答弁してください。そんなばかなことはなさいませう。

○野田政府委員 正確に申し上げますと、ただいま先生御指摘のように、この第五十三條の併合払い込みという用語の使用につきましても、この約款を改正すべきだ、このように考へておられます。

約款の五十六條にございませうが、「団体の取扱を受ける団体に対しては、一団体に付き保険料額を一通及び団体内訳簿を代表者に交付します。」というところで、団体の保険料の払い込みにつきましてもこれを一体として取り扱ひということ、保険契約者と保険者である郵便局との関係におきましては、やはり併合払い込みによりませう効果と、団体払い込みによりませう効果と、要するに団体保険料も、十五人の契約者のうち一人でも保険料がその月に払えないというふうなことになるにございませう、対郵便局との関係におきましては、その一人だけを抜いて払い込みを完了するというわけにはいきませうので、そういう意味で、保険料の併合払い込みの効果、団体保険料を取りましても払い込む効果というのを、やはり一まとめでございませうか、そういう意味で使ったわけでございますが、ここでいいます併合という意味は、同一保険契約者が幾つもの契約を持つておられます場合に、先ほど先生がおっしゃいました併合の手続をとって一本で払い込む。団体におきましては、同じように、先ほど読み上げました、一団体の代表者は保険料額収帳一通及び団体内訳簿を代表者に交付し、それによつてまとめて払う。したがって、一件でも保険料払い込みができない場合に、その保険料の払い込みがずっと延びていくという形でありませう、確かに御指摘のようになり、この用語につきましても改正するのがほんとうか、このように思ひます。

○米田委員 これは論争はしません、しかし、私は、改正するといふふうな考へられたあなたのほうから問題じゃないかと思ふ。改正する必要はなくて、ここに、五十三條で規定しているとおりに、厳正にやられるという姿勢のほうから大事にやらないですか。

それから、いまおっしゃった五十六條、これは団体と同一家族とは違ひますから、したがって、それぞれの団体の個々の契約者に対しては、郵便局のこれは一つの保障でございますので、このよう

うな領収帳一通を備へ、それから内訳簿を代表者に交付して、団体の中の個々の契約者が郵便局との関係、団体責任者との関係に誤解や手違い等が起きないように、安心して保険料が徴収されているというのを確認するために、その一つの措置として五十六條というものが設けられておる。かりに五十三條の併合払い込みというものを改正しても、五十六條というのはこれは重要な部分でありますから当然生かされなければならぬと思ふのでございませう。ですから五十三條の併合払い込みという用語を改正するといふのはうしろ向きであつて、現にいまあなたのほうでは、この団体の取り扱ひについて、保険の目的に沿つて姿勢を正していこうという方向にあるように私は聞いておるわけなんですけれども、そうだとすれば、逆行するようないふ、用語を交へるなんといふことは不適切ではないかと私は思ふ。しかしそれはあなたのほうの権限でありませうから、もしそういう法案が出てくれれば私もまた国会でやればいわけでありませうからそれは別にございませうけれども、私としては問題を指摘した手前からは、あなたの御見解はちよつとうしろ向きではないか、こういうふうな思ひますので、申し上げておきます。私はあくまでも五十三條については、あなたのほうの内規として併合払い込みの取り扱ひをしておるわけでありませうから、それを厳正にやられる、そうして団体のいろいろな非難をそこでチェックできるような方法をとるべきではないか、こういうふうな申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つの問題点の同趣同好の関係でございませう。これは局長、五十三條ですが、これをよく読んでみましたが、「その他の団体に属する者が」といふのは、「官公署」以下のこの関連と無関係で、これだけを独立して読むことは私はこの約款の精神に反すると思ふのでございませう。五十三條でいっているのは、あくまでも同一職場ですね。官公署とか事業所とか学校とかあるいは工場とか、

同じ勤務場所勤務をしておる、そうして大体収入も給料その他共通の場合で収入を得ておられる。そこでは同一条件でありますから保険料を払いやすいわけでありませぬ。この優位性をとらえて、同じ職場であれば相手のほうが希望するならば団体のほうの取り扱いもしてあげましょう、これは郵政省も手数料が省けてプラスでありますから、したがって一定のパーセントで手数料を払うという制度が出てきたと私は思う。これが第一義的なものであるけれども、なおそれに関連して二義的に、ある程度の弾力の取り扱いをやはり生かしていかなければいけませんから、したがって「その他の団体に属する」ということをいって、この不特定多数を対象にした同趣同好というようなグループを団体取り扱いをするというのは全くこれは違法ではないか、あなたのほうの解釈の行き過ぎではないかと私は思います。これはひとつ虚心たんかいに局長考えて答弁してくれませんか。これはそうなりませんか。

○野田政府委員 冒頭申し上げておりますように、この保険料の払い込み団体が契約者の保護とそれから簡易保険契約の保全というのを目的にいたしておりますので、先生御指摘のようにわれわれもこれは真剣に考えて、この団体組成といえますか、取り扱いにつきまして、先ほども申し上げましたように、これは大正五年の創業以来この制度がございまして、沿革的にいろいろ変遷を経てきております。ただいまの約款の五十三条にありませぬ。ただいまの規定から逐次取り扱いは幅が拡大されてきております。したがって、私ども、現在の五十三条の官公署なり学校なり事業場という各具体例が列挙されておるわけでございますが、これにつきましては一応例示的な列挙であり、制限的なものというふうには考えていないわけでございます。

さらに同趣同好団体というふうなものにつきましては、この五十三条の本旨からはずれるので少し考えてみたらどうかというお話でございます。

が、この払い込み制度の本来からいいますと、やはりこの団体払い込みの制度は加入者の側において保険料をまとめて払い込んでいただく、このことによつて、先ほど申しております加入者の利益と契約の保全をはかることを目的として設けられた制度でございますので、団体の目的、たとえば旅行をしていきたいという団体の目的、あるいは割引保険料の使途、この割引保険料をどういうふうに使おうかということによつてこの団体の差別をし、取り扱いの差別をする、あるいは基本的にそういう団体を認めないのだ、あるいは認めないというふうな取り扱いが本来的に行き過ぎではないか。ここで一番大事なことは加入者の共通の意思なり、あるいは一つの具体的な団体の表現としての行動が伴うことは当然でありますけれども、現在約款におきましても、この団体の組織等々につきまして、この団体の目的なりあるいは割引保険料の使途等については何ら触れていないわけでございます。したがって一番大事なのは加入者の共通の意思、それから何かその共通の意思に基づき行動する、このように考えます。したがって、たとえこれが職域の団体でない場合におきましても、あるいは地域がある程度広がったような団体におきましても、その団体がひとつ保険料をまとめて払い込みたいという申し出がありました場合には、一応これを認めていくというのがわれわれの基本的な態度である、このように考えております。

○米田委員 局長、私はさっきも提起いたしましたように、そもそも簡易保険とは何か、簡易保険とは何を一体契約者に約束しているかということを実は冒頭に申し上げて、保険法的一条とか三条とかということを申し上げたわけなのであります。加入者の側のみならずの意思によるならば、あなたのほう、当局としては受けざるを得ない、チェックできない、これは私はどうかと思っております。あなたのほうには権限がちゃんと付与されておるわけですが、法律、約款、早い話が、極論かもしれないけれども、あなたの目の届かないところ

は、少なくとも保険の契約者とそれからあなたのほうの関係にはあつてはならないはずなんです、この法の精神からいいます。もつとはつきり言いますと、団体の意思だからということによつて、簡易保険料の徴収をどのようにやるかと、あるいはその金をどういうふうに使おうかと、郵便局の払い込み以前の段階でその団体がどうやるかとそれは自由なんですということは、私は少なくともあなたのこととしては理解できない。第三者が判断するならば別でありますよ。法律にちゃんと、国民のためには財産を預かるのだから確実にやりなさい、厳正にやりなさい、しかも簡易保険は底辺の国民の財産なんです。そういう基本精神があるわけですから、いまあなたが答弁されたようなそういう答弁は、あなたのお口からは出てきてはならない答弁じゃないかと思つておる。むしろ加入者の側にそういう意見が出てくるかもしれない。これはおれのかつてじゃないか、払い込んでから郵便局との関係が出てくるのであつて、払い込む前の団体の内部、団体の段階でどうしようかとこれはおれのかつてじゃないかという意見は、相手のほうから私が出てくると思つておる。しかし、そうやって見のがしておいたのでは——もともとそれは簡易保険事業に付随する、抱括的には簡易保険の事業なんですから、少なくともこの契約者が自分の意思で、団体の集金人であるかと代表であるかと毎月一定の金を払い込むわけですね。最近保険料も高くなつておる。八千円、一万円という保険料も出てきておるわけですが、払い込むわけですね。その本人にとっては、そのときからすでに郵便局との関係、簡易保険との関係においては確実、安全、そうして約款に示すところの債権債務というものが発生しているという理解しては私には思つておる。あなたのほうでは団体の取り扱い者が集めて、そして保険料を払い込んで郵便局は受け入れて、それから債権債務は発生するのですよという見解に立つものだから、それ以前の関係は団体のこかつてでございますからわかりませぬ、こうやって逃げるわけでありませぬ。

す。私はこれから触れたいと思つておるけれども、その姿勢からいいますと、団体取り扱いのいろいろな混乱が出てきているのじゃないか。同一職場なんかにはそういう問題は出ておりませぬよ。同趣同好という不特定多数のグループ、しかもあなたは、これはこの同じ郵便局の集配受け持ちの区内に限りませぬかと、同じ町村に限りませぬかと答弁されておられますけれども、それはあなたのほうの指導とたまたまの関係でございまして、現場のほうにはそういうふうには行なわれておらない。特に大都市等においては広範囲に行なわれておる。距離の例がそうじゃないですか。あなたのほうでは何か指導されたようでありませぬけれども、そこに問題があるのでありますから、私はそういう答弁をなさらずに、いまにしてここで簡易保険のこの団体取り扱いの姿勢を正していかないとたいへんなことになると思つておる。これはひとつ同趣同好というふうなものについてはどうしてもあなたのほうでチェックしなければならぬ、そういう態度をとられるべきではないかと思つておる。ですから、どうですか。私の言つておることは無理でありますか。

○野田政府委員 われわれも現在のこの保険料払い込み団体の実態につきましては相当調査もしております。ただいま先生御指摘しておるつもりでございます。ただいま先生御指摘の万般の実態というものが相当数あることもわれわれ承知をしておりますのであります。一応先ほど申し上げましたのは私原則論を申し上げたのであります。この団体払い込み制度というものがあつたところの根本的な趣旨は、すべての団体が団体内部の自主的運営によつてその団体業務を円滑に行ない、団体保険料を滞りなく郵便局に払い込んでいただくということを想定しておるのであります。ただ、御指摘のように一部の同趣同好団体の中には郵便局側の相当の援助がなければ団体業務を円滑に行ない得ないような団体もございませぬ。さらに形式的には払い込み団体としてのいさゝかを備えておるようなものもございませぬが、その実質は約款な

は、少なくとも保険の契約者とそれからあなたのほうの関係にはあつてはならないはずなんです、この法の精神からいいます。もつとはつきり言いますと、団体の意思だからということによつて、簡易保険料の徴収をどのようにやるかと、あるいはその金をどういうふうに使おうかと、郵便局の払い込み以前の段階でその団体がどうやるかとそれは自由なんですということは、私は少なくともあなたのこととしては理解できない。第三者が判断するならば別でありますよ。法律にちゃんと、国民のためには財産を預かるのだから確実にやりなさい、厳正にやりなさい、しかも簡易保険は底辺の国民の財産なんです。そういう基本精神があるわけですから、いまあなたが答弁されたようなそういう答弁は、あなたのお口からは出てきてはならない答弁じゃないかと思つておる。むしろ加入者の側にそういう意見が出てくるかもしれない。これはおれのかつてじゃないか、払い込んでから郵便局との関係が出てくるのであつて、払い込む前の団体の内部、団体の段階でどうしようかとこれはおれのかつてじゃないかという意見は、相手のほうから私が出てくると思つておる。しかし、そうやって見のがしておいたのでは——もともとそれは簡易保険事業に付随する、抱括的には簡易保険の事業なんですから、少なくともこの契約者が自分の意思で、団体の集金人であるかと代表であるかと毎月一定の金を払い込むわけですね。最近保険料も高くなつておる。八千円、一万円という保険料も出てきておるわけですが、払い込むわけですね。その本人にとっては、そのときからすでに郵便局との関係、簡易保険との関係においては確実、安全、そうして約款に示すところの債権債務というものが発生しているという理解しては私には思つておる。あなたのほうでは団体の取り扱い者が集めて、そして保険料を払い込んで郵便局は受け入れて、それから債権債務は発生するのですよという見解に立つものだから、それ以前の関係は団体のこかつてでございますからわかりませぬ、こうやって逃げるわけでありませぬ。





つきましては、やはりわれわれ認めていってしまふべきではないか、こういう考えを持っておりませう。ただ問題は、行き過ぎがないように、また制度の誤解を生じ、あるいはいろいろな保険料の郵便局に対する払い込み等についてそこがないように、また取り扱い手数料をめぐっていろいろのトラブルがないように、そういうマイナスの面が起らないような措置を十分に講じていく、そういうことではないか、かように考えておるわけでございます。

○米田委員 旅行とか観劇、芝居を見るなんというのまではいいでしょう。しかし商品券を配るとか、要するにリベートだけの団体みたいのもあるさうです。そこまで来ているわけですが、そういうのはいけないとおっしゃいますけれども、私はあえて申し上げますが、企業の社会性が問われている今日、あなたのほうの簡易保険事業の寄生虫みたいなのがたくさん出ているのじゃないですか。私は一々ここで言いませんけれども、あるものはいいい、あるものは悪いとあなたのほうの判断だけで、芝居——芝居といったってピンからキリまであります。旅行だってピンからキリまでありますよ。そういうことだけで規制できないでしょう。私は、今日まであなたのほうで野放しで団体に対処してきたとは思わないのです。現に資料をもらいましたら、四十五年ごろからも団体の組成についてのいろいろな指導の文書が出ています。繰り返し繰り返しあなたのほうは指導文書を出しておられることを私は承知しております。しかしなおかつ規制できない。そして、いよいよあなたのほうはこの春にさらに最後のな保険局長通達を出しておる。郵保業第二百七十三号、これも資料をもらいましたけれども、こういうものでも規制できないから今日のような事態が起きておると私は思う。いまあなたのような答弁で、あえて言いませんけれども、ジャの道はヘビの業者、寄生虫のような業者が一体規制できますか。一体責任を負えますか。私はそういうことはできないと思うので

それから、局長がいかにがんばったところで、あなたの系列の郵政局、現場の郵便局長、保険課長、それから第一線者、それらの関係の中で、やはり事態の認識についてのズレがあると思うのです。そうしてもっとはっきり言え、それだけの業者とすでもう癒着しておるのがあるのじゃないですか。名前もあがってきりきりでも、たとえば旅行業者、もう長期あるいは中期の契約ぐらいいている、ですからなかなかやめられないというのもあるんじゃないか。そうでしょう、それは業者がだまって見ているわけはないですよ。五〇の還元、全部で七〇です。手数料二〇が団体についても、五〇はその業者にくわけてすね。七〇です。千円の保険料に対して七十円、そうすね。そのうち二十円と五十円に分けるとして、一万円では七〇円とすね。これぐらゐの大きな団体は毎月の集金が十万円や二十万円はあるんじゃないか。もっと多いでありますよ。それで、あるときは商品券も加入者のところに返してやるか、その商品券もある業者とちゃんと話がついておいて、うちの店の商品券を出してやってくれとか、旅行団体だつてうちの旅行社の団体取り扱ひにやってくれないか、みんなスポンサーがきまっています。芝居だつてそうじゃないですか。そういうふうになってまいりますと、あなたのほうで規制しようといつたってこれはできないでしょう。あるものはいいい、あるものは悪いというのが一体できますかどううか。あなたのほうの態度はわかりますよ。いま真剣に何とかしようというふうに取り組んでおられることについてはわかりますけれども、私はそれではないと思う。ですから、どこまできつと線を引いて——現にこの同趣同好なんというものは、さっきから私が申し上げたように同一の郵便局の中でなんか絶対ありませんよ。それは主たるものはそこにあるかもしれない。はなはだしいのは赤電話の会というのがあるんですね。電電公社の赤電話を店につけているものだけを対象にして簡易保険の団体をつくって、そうしてそういう

ものに対しては、やはり旅行だとか芝居を見るとか野球を見に行くとか、電話の新規加入なんかについても便宜をはかります、そんなようなことをしながらやっているのがあるわけですね。これはたいへんなところまで進んでいるのでしよう。これはあなたのほうが一番よく知っているでしよう。私は国会の権威もありませんから一々ここに暴露するような過激な言ひはしません。たいへんな事態になっていることだけは認識していただかなければならぬと私は思うのです。ですから同趣同好という以上は同一職場、そうしてその他これに属する団体という範囲では地域団体——婦人会とかPTAとか、そういうものだけはいいいけれども、同趣同好という不特定多数の人を相手にしたリベロ団体のような、もうこれは明らかに保険の目的から逸脱しておるわけでありませう、そういうものについては規制してこれをやめていく、そういうふうにはつきりさせるべきではないか、私は簡易保険事業のために言っているわけです。これはどうでございますか。

○野田政府委員 非常にありがたい御意見をちょうだいいたしまして、われわれたいい先生御指摘のような方向でいってまいりますことを大体御了解いただいたとおもうのでありますが、要はその団体がいろいろな業者なり何なりの食ひものにならぬように、また簡易保険の契約が持続的にずつと続いていく、契約者に何らの不利を及ぼさない、あるいは迷惑をかけないようにというのがやはり基本的なわれわれの態度だと思っております。したがってそういうことを目的としていろいろの現業を指導し、あるいはいろいろな基準などをつくっていきたい、このように考えておるものでございます。少なくともいまの簡易保険の運営におきまして、現状におきましては先生いろいろ御意見もあるかと思つたのでございますが、先ほど申し上げておきます団体につきましては、団体構成員の共通の意思によりましてその団体が団体の共通の独自の行動を持つような団体についてま

ではこれを認めていこうということにいたしております。したがって、そういう独自の行動を伴わない、たとえば品物だけ届ける、あるいは金品で契約者に還元をする、こういう団体につきましては、先ほど申し上げたようにこれは新規の組成というものを排除する、すでにありますが、つきましてはこれを逐次ほかのほうに転換をさせていく、こういうような指導をとっておりますが、現状におきましては、やはりそういう団体としての独自の行動、その前に共通の意思というものがありません限り、やはり少なくとも旅行の団体と観劇の団体、それから人間ドックの団体というところまでは私も団体として認める、団体割引をいたしていく、こういうことにいたしたい。ただ、その運営がうまくいきますように万全の措置を講じていきたいと思います。

○米田委員 私が言っていることを局長からなはいはずに思いますが、あなたのほうはさう言つてやはり方針を変えないというのには、私は、簡易保険事業の募集維持という関係でこれは捨てられない、そういうウエイトもあるのじゃないかという気がするのですけれども、そういうことだつたら、私はあなたのほうはますます考えを変えてもらわなければならぬと思つたのですね。これは必ず社会問題になってきますよ。いまのままでいきますと、もう簡易保険のイメージが根本的にくずれるような事態が出てこないという保証はないです、この内容は、ですから、私はそこだけ申し上げますが、あなたどうですか。優秀な外務員がいたことないじゃないですか。優秀な外務員がいるんですから、同趣同好の関係なんかやめたつて、私は募集なんかたいしてあはれないと思つた。ことに今度定期保険とか疾病傷害特約とかあるいは家族保険のサービス拡大とか、そういう新しい商品も出ているわけでありませう。いま募集の関係を気にするよりも、そういう業者との関係を切るものがあなたのほうの最大の課題じゃないかと私は思つたのですけれども、もう一回どうですか。

○野田政府委員 ただいまここでそういう種類の

ものを即座にやめる、こういうことを明言いたしかねるわけでございます。先生の御意見もございませし、少なくとも簡易保険の基本的なイメージにかかわる、あるいはこれが社会問題になるというところのないように十分ひとつ検討させていただきたい、このように思います。

○米田委員 大臣、どうであります。私と局長との質疑を聞いておられたと思うのでありますけれども、やはり私は大臣も真剣に保険をひとつ見たいだいで、政治家として、大臣として、最高責任者として、事務当局に対処の姿勢を誤らせないよう配慮をいただかなければならぬ問題があると思うのでございますが、大臣の見解、いかがでございますか。

○久野國務大臣 ただいまお話を伺っております、同趣同好に関する簡易保険の問題につきましては非常に問題点が多々あるように感じます。今後運営にあたりましては、十分注意するよう私も指導いたしていきたい、かように存じます。

○米田委員 次に入りますが、簡易保険局長通達のさつき申し上げた郵便業第二百七十三号、四十七年十二月二十五日付の通達文書を私資料としていただいております。この通達は、いま質疑がありました同趣同好保険に対する、いわばあなたのほうの対策としての最も新しい通達じゃないかと思っております。いまあなたの答弁で、私が心配しているような事態については、大臣はじめ局長の努力によってほば解消でき得るという確信を私は持っておりますが、なお念のため聞きますけれども、そういう団体についての集金については、公益法人に委託をするという構想がその中にでてくるわけでありませう。したがって、このことは同趣同好だけじゃないですから、地域団体とかそういうものも含まれるといえは含まれるでございませうけれども、この集金委託の構想は現にあるんですか、それともこれはひとつ再検討されませうか。

○野田政府委員 ご承知のとおり、保険料払い込みの団体の中には、その集金なりあるいは保険料

の取りまとめを第三者に委託しておるものが相当数ございます。特に同趣同好団体にありましては、団体代表者が保険料の集金なり取りまとめを団体の規約等に基づいて第三者に委託しているようなものが通例のようでございます。またこの委託は、形式としては団体代表者と第三者との任意の契約ということによってなされておるものであります。

しかし考えてみますと、保険契約は非常に長期間にわたる契約でございますし、またわれわれとしては加入者の利益の擁護、保険料収入を確保する、この両面の立場から、基本的には団体代表と第三者との任意の契約ということになっておりますが、この第三者につきましては、郵政省の監督が行き届いておらずに委託するほうが、われわれとしては非常に指導なり監督ということができやすいわけでございます。そういう方向に団体代表者を指導していきたい、このように考えておるわけでございます。現在の団体代表者と第三者との任意の契約という場合には、われわれの指導なりチェックがなかなか徹底しかねる、こういうことでございませうので、いま申し上げましたような郵政省の監督が行き届き得るような第三者にこの集金取りまとめなり何なりをやっていたことが非常に便利である、こういうふうにご考慮しております。ただここで申し上げたいことは、現在郵便局で行なっております集金事務、これを部外に委託して行なわせるということではなくて、ここでいっておられます委託といふのは、保険料の取りまとめということでございます。

○米田委員 そうなりますともう少しお聞きをしておかなければなりません、大臣の監督の行き届く公益法人——この中に大臣の監督が行き届くという表現は使っておりませんが、「公益法人に委託を行なう」とはつきりございませう。この九ページ。あなたの通達の九ページの実施要領の中に、「委託先は公益法人あるいは個人とするが、個人委託については公益法人委託を行なうための経過的措施とする。」とはつきり方針が出てお

ますから、この公益法人というのは具体的にいうと、大臣の監督の行き届いておる公益法人。あなたがいま考えておられる公益法人はどんなのがあるのですか。

○野田政府委員 現在関西のほうでは非常に旅行が盛んでございまして、保険料払い込み団体としても相当大きな旅行団体がございませう。これの集金につきましては、現在公益法人であります。簡易保険加入者協会というのがございませう。そして相当部分の団体代表者との間に個別に委託の契約を結ばせて、保険料の取りまとめが行なわれておる、こういう実情でございます。

○米田委員 そのほかにありますか。

○野田政府委員 公益法人といたしましては、それ一つでございます。

○米田委員 そうなりますと、ここでいう公益法人委託をさせたいという公益法人は、具体的には簡易保険加入者協会を意図しているということでしょうか。

○野田政府委員 現在のところそれ一つしかございませぬ。ただ、団体代表者がそれと結ぶかどうかはまた別の問題かと思ひます。

○米田委員 そうなりますと、この公益法人簡易保険加入者協会、この関係については、はたしてあなたのほうで考えているような大臣の監督が行き届いて、そしてこの大事な団体の保険集金事務を契約して当たらせることができるような——それはあなたのほうの契約でないとしても、加入者団体との契約でありますれば、これは非常に重要な問題であります。しかも団体内部の問題だといって済まされぬ実質は基本的な問題も含まれておるものについて質問しなければならぬわけでありませうか。

○久保田委員長 この際、午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十八年四月二十六日印刷

昭和四十八年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局